

令和4年度第3回仙台市環境影響評価審査会 議事録

■日 時	令和4年10月18日（火） 9時30分～11時30分
■場 所	事務局会場 仙台市役所二日町第二仮庁舎（M Sビル）2階会議室（WEB会議形式） 傍聴会場 仙台市役所二日町第二仮庁舎（M Sビル）4階会議室
■出席委員	山田会長、丸尾副会長、岩谷委員、江口委員、大野委員、菊池委員、西條委員、多田委員、牧委員、松木委員、森本委員、山口委員、横尾委員
■欠席委員	小林委員、斎藤委員
■事務局	菅原環境部長、渡邊環境企画課長、金久保環境共生課長、相田環境対策課長
■審議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）太白CC太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書について（諮問第75号）</li> <li>・（仮称）ニトリ仙台DC新築工事に係る環境影響評価準備書について（諮問第76号）</li> </ul>
■報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台医療センター建替等整備計画に係る事後調査報告書（供用後）（案）について</li> <li>・東北学院大学五橋キャンパス整備計画に係る事後調査報告書（工事中その2）（案）について</li> </ul>
■事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者1 （仮称）太白CC太陽光発電事業 事業者</li> <li>・事業者2 （仮称）ニトリ仙台DC新築工事 事業者</li> <li>・事業者3 仙台医療センター建替等整備計画 事業者</li> <li>・事業者4 東北学院大学五橋キャンパス整備計画 事業者</li> </ul>
事務局	【次第1 開会】 ・審査会成立報告
事務局	【次第2 資料確認】 ・資料確認
山田会長	【次第3 審議】 ＜＜公開・非公開の確認＞＞ 原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息・生育場所等に関する事項があれば非公開とする →（各委員了承） 議事録署名 森本委員に依頼 →（森本委員了承）
(審議1) 山田会長	それでは、（仮称）太白 CC 太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書に

	について審議します。まず、事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局から本方法書に対する意見書の提出状況について申し上げます。意見書の提出期限は、9月12日までとなっており、意見書の提出はなかつたと事業者から報告を受けております。
事業者1	前回の審査会における指摘事項に対する対応方針について、資料1に基づき、事業者から説明していただきます。事業者の方、よろしくお願ひいたします。
山田会長	(資料1について説明)
松木委員	ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いいたします。松木委員、お願ひいたします。
山田会長	保護植栽の樹種で気になったところがありまして、高木にイロハモミジとあります。イロハモミジは図鑑では福島県以西にあるということになっています。植栽は多く岩手県のほうにもイロハモミジが植わっていますけれども、それは園芸種としてであり、郷土種ということであればイロハモミジは適当ではないかなと思ったので、しっかり確認いただけるといいかなと思います。
事業者1	事業者さんから何か回答はありますか。
山田会長	承知いたしました。ありがとうございます。もう一度この点については確認して、事業計画に反映させていただきます。
山口委員	それでは、ほかに委員の皆様からご発言がありましたらお願ひいたします。山口委員、お願ひいたします。
山田会長	まず3ページの大雨の予測条件のところで、降雨条件が時間雨量当たり3ミリを対象とするとなっていることについて、大雨って例えば30ミリとかかなと思いますが、3ミリで合っているのでしょうか。時間雨量当たり3ミリで検討するということでしょうか。
事業者1	大雨の条件で予測評価するようにというご指摘に対して、面整備マニュアルでは通常の人間活動が認められている範囲の3ミリ程度の雨を対象とするとしているということで、ちょっと説明が十分ではなかったかもしれません。
山口委員	では、ここに書いてある意味は、マニュアルに3ミリと書いてあるから、大雨については、例えば30ミリとか100ミリとかについては予測しませんという意味でしょうか。
事業者1	そういう意味でございます。
山口委員	分かりました。
	最初に言っておいたほうがいいかなと思ったのは、地盤に関してですけれども、34か所調査して、標準貫入試験を行っていることについて、これは

	結構本気で取り組んでいるなというのは伝わりました。
事業者1	太陽光発電で大事なこととして、災害面で問題になるのは、豪雨と地震と斜面崩壊がキーワードになると思います。そこをクリアしない限り、住民の理解は得られないのではないかと思っています。ほかにも環境問題とか、いろいろあると思いますけれども、私の専門の地盤ではそこがキーワードになっていて、例えば前回の審査会で話が出た住民意見の話についてです。100ミリとか200ミリの雨とかも出てきているので、そこら辺もちゃんと検討して地盤災害とかを見たほうがいいのではないかという意見があつて、私も同じくそのような検討をすべきではないかという発言をしましたが、その質問表の中に回答がないような気がするのですけれども、そこら辺はどういうふうに考えているか教えてもらえますか。
山口委員	設計を担当している者です。ご指摘の200ミリというご意見とか、住民の方は200ミリとか300ミリとか、そういう数字がいろいろ出てまいりますが、その数値が妥当かどうかという判断がまずなかなかできないというのが1点ございます。我々としては、やはり県でお示しいただいている基準を基に、過去の実績を基に数値を決めていると思われますので、それに対応するようにしております。
事業者1	現状はいくつですか。
山口委員	300ミリです。
事業者1	え、300ミリ。日雨量300ミリですか。
山口委員	はい。その辺につきましては、先ほどの補足資料7のところ、22ページのところに、調整池容量の算定資料を掲載しております。
事業者1	多分、住民の人たちや我々が心配しているのは、調整池とかの関係ではなく、また、雨が降ったときにどこに流れるかではなくて、その地盤が安定しているかどうかというのが不安なんですよね。大雨で地滑りとか崖崩れとか起こりますよね。そういうのが起きるのが心配だから検討してくれと言っているのだろうなと受け取っていて、調整池の容量がどうこうではないと思うのと、それは検討したほうがいいなと思いますけれども、どう思いますか。
山口委員	今おっしゃるのはよく理解できます。調整池ではなくて、もともとの地盤の安定性については、そもそも地盤が持っている特性として水を含むかどうか、浸透した水を含んだことにより悪さをするかどうかということになってくると思いますので、今後そういうところも検討してまいりたいと思います。
	では今後、100ミリ、200ミリ、300ミリを数値にするかどうか別にして、大雨の部分についてはちゃんと検討してもらえるということでおろしいでしょうかね。

事業者1	はい、大丈夫です。
山口委員	分かりました。それと、表面処理はどうされますか。
事業者1	すみません、ちょっと先ほどのお話で、誤解のないよう補足させていただきます。地盤に対する安定性につきましては、事業者としては当然、工事完了後も崩壊とかもあってはならないので、それについてはチェックをいたしますが、アセス上の話としては、これを準備書に記載するかどうか…。
事業者1	アセス担当者から補足いたします。アセスの取扱いにつきましては、先ほども説明しましたように、環境影響評価は生活環境への影響を評価するものであり、大雨による土砂災害や洪水に関する安全性は林地開発の手続において担保されていると考えております。先ほど説明しました太陽光発電事業の参考項目につきましても、斜面にパネルを設置する場合の土地の安定性については評価項目がございますが、それ以外の防災に関する項目については影響が想定される参考項目となっていないことから、環境影響評価の対象外と考えております。
山口委員	ちょっと長くなりそうで申し訳ないですけれども、意味がちょっとよく理解できなかったのは、大雨が降って土砂災害が起きたとしても、住民の安全性には影響がないということが確実なので検討しないということですか。
事業者1	いえ、生活環境への影響はないということです。
事業者1	事業会社から重ねて補足いたします。それについて、うちのほうも項目に入れるか検討は大分しましたけれども、アセスメントの手引でしたり手法というところで、なかなか一般的な評価といえる手法が見つかなかったという経緯があります。ただ、事業者としてはそういったところの住民の方々の懸念はありますので、アセスメントというよりは事業者の独自の対応としてやっていきたいと思っております。なので、それについては準備書の事業計画の欄にそういったご懸念があったことへの対応として結果と一緒に示していきたいと考えております。
山口委員	では、環境アセスの項目に入れるかどうかは別にして、大雨についてちゃんと検討しますというのをちゃんと文章で残してもらえるということですね。
事業者1	はい。
山口委員	分かりました。それと、先ほどの表面処理について、水が土の中に浸透するかどうかというところは結構大事だと思いますが、植生のまま、雑草を生やしたままというか、雑草を刈り取るとか、そんな感じですか。砂利をまくとか、アスファルトで覆うとか、いろいろあると思いますけれども。
事業者1	原則として、現在のゴルフ場のフェアウェイと同じような芝にいたします。

山口委員	植生のままということですね。
事業者 1	排水と水みちとなる部分には排水路を設けて調整池を誘導するというような計画です。
山口委員	<p>分かりました。</p> <p>あと、もう一つだけ、盛土についてはよく分かりましたが、13～14ページの地層断面図ですね、これも提供していただき非常にありがたいといふか、本気で本当にやっているなというのはよく分かり、盛土は少ないから大丈夫じゃないのという話は、私もこれを見て理解できなくもないですけれども、そのB S層の下に新第三紀の、色が薄いほうの凝灰岩類がありますよね。上のほうの火山礫凝灰岩の風化と書いてあるところがちょっと読みにくいですけれども、風化して粘土化したり固結がゆるい火山礫凝灰岩と書いてありますよね。その下が凝灰岩になっていて、しまった粘土で、これは節理が発達していると書いてあるのかな。ちょっと読めないですけれども、この新第三紀の凝灰岩類で固結していない上の部分というのも、例えば下の風化凝灰岩が粘土になっていて、その上に水がたまって滑り破壊するとかというパターンもあって、ボーリングのB 3の部分ですね。ここはその風化した凝灰岩類が結構厚く堆積していて、標準貫入試験の調査結果もあわせて載せていると思うのですけれども、B 3が多分下の基盤になる層みたいなところで達していないところでやめているので、本当に固いところがここにあるのかというところと、盛土だけじゃなくて凝灰岩類のところですよね。自然地盤も雨が降ってたまって滑り破壊するというようなこともあり得るような気がします。特にB 3のところは、多分、傾斜が出ていて、下のほうが河川じゃないんですけど何か谷っぽくなっているようなところな気がして、壊れてそのまま住宅のほうに流れていったりとか、そういう心配はないのかなというところが気になりますが、そこら辺はどうでしょうか。</p>
事業者 1	<p>今のご意見に対しまして、ご説明させていただきます。まず我々も、先ほどご説明いたしましたが、現地をすぐに確認しております。また、今後も我々も時々現地へ参りまして、土のうの変状がどうなっているかとか確認をしてまいります。それらをあわせて、将来的に不安定な要素、そういうところの1か所、2か所というものは確認できておりますので、そういうところについて引き続き対策が必要なのかどうかも含めて検討してまいります。今おっしゃられた風化している凝灰岩類のところに相当していると思いますので、我々も注視しているところです。</p>
山口委員	<p>分かりました。そうしたら、その地盤に関して注意するというところ、必要に応じて対応するというところは書いてありましたけれども、そのところをしっかりとしてもらわないと、なかなか理解してもらうのは難しいかなと</p>

思うので、しっかり検討していただきたい。

あとちょっとだけアドバイスじゃないですけれども、何かガイドラインにこうあるからとか、県の規定でこうあるからという感じになってしまっているけれども、そういう基準を守るのはある意味当たり前で、そこからさらにどう住民の理解を得るかとか、そういうところが大事になってくるので、ちょっと踏み込んだ対応ももしかしたら検討しなければいけないのかなと思っています。ちょっと今のはアドバイスというか、質問とか全然関係ない個人的な意見です。

山田会長

ありがとうございます。大事なところをご指摘いただいてよかったですと  
思います。

関連すると思いますので、横尾委員からご発言いただけますか。

横尾委員

今の山口先生と同じような趣旨ですけれども、やはり安全性のところ、防災面が気になっていて、途中、事業者の方から、ここは環境アセスの会なので、別のところで安全性については検討しているというお話をいただきましたが、事務局に確認ですけれども、そういう方向で検討すればいいですか。

山田会長

事務局から回答いただけますか。

事務局

事務局から回答させていただきます。

先ほど林地開発のほうで大雨などの基準値を確認していくというお話がありましたが、あくまでその基準値を守るという点に関しては林地開発許可制度で確認していくこととなるかと思われ、こちらの環境アセスメント制度というのが事業者の最大限の環境配慮を求めていくための制度と理解しておりますので、それとはまた別に、こちらはこちらでその安全面も含め検討いただくという場であると考えております。

横尾委員

事務局から回答いただけますか。

事務局

ここだけといいますか、林地開発は林地開発の制度で、こちらはこちらで安全面についても、先ほど事業者から生活環境という話もありましたが、それにとどまらず、幅広い環境影響を審議いただく場だと考えております。

横尾委員

であれば、やはり水を山の上のはうにためておくというのは、どうしても安全性の観点からすると避けたほうがいいというのは、これは大原則になっていると思います。それは、山口先生ご指摘のように、地盤的な面からも水は抜くというのが大原則になっているはずなのに、貯水容量をむしろ増やすという方向は危険性を上げていると。この審査会を通ったとしても、最終的にその責任を負われるのはそちらの事業者の方になってしまうので、後々のことを考えると、基本的には水は現状よりも増やさないという方向がいいのではないかという意見です。最終的にどうするかは事業者の方のご判断なのかもしれません、安全性としては下がっていると私は判断しております。

山田会長  
事業者 1

す。以上です。

ありがとうございます。事業者から何か回答ありますか。

ご意見ありがとうございます。アセスメントに対して、項目の部分で選定しないという点ですが、弊社も林地開発の基準だから何か基準があるからというわけではなく、住民の意見も踏まえて対応していきたいとは思うのですが、アセスメントの項目に選定した場合に、今出ているような住民の方からの懸念や委員会の先生方からのご意見に対しての一般的な評価の手法がないというところがまずございます。このため、基準以上であればどこまでの基準が正当なのかという基準がないので、なるべく環境アセスメントのほうにも皆様に見ていただけるように、弊社の対応や、どういった基準を用いて、さらに弊社としてどう考えるかは記載していきたいとは思いますけれども、ここでどこまで議論するかというところは、事業者としても手法としてないので迷うところが実際ございます。

あと調整池につきましては、ためるものではなく、また、下流の住宅のところまでの水をそのまま流すのではなく、調整して出す機能だと考えておりますので、危険になるというよりは弊社としては安全になるからこそ設置したいと考えているところがございます。

横尾委員

そこは考え方の違いで、水を早く排出しないと安全性は下がるというの、私自身の理解です。一時的にためてゆっくり流すということは、本当に大雨のときにはほぼ効かないと思ったほうがいいと思います。

事業者 1

設計者のほうから言わせていただきます。そこはおっしゃるとおり、見解の相違だと思います。我々が実施しています設計上では、まず事業区域内で完結しなければいけないというのが大前提にあります。その中で安全性を担保すると。もしここに調整池がなかった場合は、では水の対策をどこですかということになりますが、秋保の河川、水路全てを改修することになります。このとき初めて海まで何もしないでも水が流れるという形態になりますので、こういうことは通常民間の事業では存在いたしません。事業区域内で完結するというのが大原則となります。

以上です。

横尾委員

そういうご理解で多分正しいと思いますし、普通はそれで多分回ると思いますけれども、本当の集中豪雨が来たときにどう対応するかというところについては多分カバーし切れていないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。例えば時間雨量 300ミリの雨が 9 時間継続してしまったみたいなことが起こったときにどうしましょうかというところです。心配しているのはそういうところです。

事業者 1

分かりました。それは当該事業区域にかかわらず、同様に全エリアに 30

	0ミリという雨が降りましたら、それはここだけの問題ではありません。
横尾委員	そうですね。
事業者1	まずはこの事業に起因する災害が起きないことを目指しておりますので、本当の異常事態になったときは、この事業にかかわらずということがございますので、ご理解いただきたいと思います。
横尾委員	調整池から一気に水を抜くような水門とか、そういうのはつけてあるのですか。
事業者1	オリフィスというのがございますので、そこで調整機能を設けまして、それがたまつていった最終的には余水吐というのがございます。これを越流するときが確率としては通常200年と言われております。
横尾委員	そういうときには完全に越流して流れるから心配はないだろうということですね。
事業者1	はい、そうです。心配ないというか、それ以上のことはちょっと対応できないと。
横尾委員	分かりました。了解です。
山田会長	ありがとうございました。
西條委員	それでは、西條委員からお願ひいたします。
	今の話に關係するところで、この地質の断面図の火山礫凝灰岩の堆積している範囲で、パネルが設置される場所と重なるところはあるのですか。
事業者1	場合によっては設置されます。
西條委員	場合によっては設置されることは、先生方の心配と一緒に、今は安定した地盤になっているかもしれないけれども、基礎等の施工で土をいじりますよね。そのときに地盤の状況を変えるので、水が染み込みやすくなったりとか透湿しやすくなったりとか、何年かの間にこの粘土層がちょっと心配で、だんだんやわらかくなっていくのではないかと。上にのっているパネルそのものがいわゆる建築物とは違って軽いものであり、それほど荷重の大きいものではないので、浮き上がりの心配もあります。その辺も含めて、基礎との兼ね合いですね、そういうところも含めて検討していただきたいと思います。
	あともう一点、話が変わりますが、廃棄物のところでご回答をいただいていました10ページについて、廃棄物の資料が添付されて、現況、それぞれの処理場の今の容量を示した一覧表がありましたけれども、ここで言う廃棄物についての評価は、この事業に関して出た廃棄物をどういうふうに処理するのかという方針を入れていただければいいと思いました。今回の資料の補足資料8のところに、先ほどおっしゃっていました使用済み太陽電池の仕様について書かれていますけれども、こういうことも含めて。あと方法書の

	6. 1－6 ページの廃棄物についての表の中に書かれているのが、どちらかというと施工時の廃棄物の処理についての評価をすると書かれています。それと一緒に供用中にいろいろな廃棄物も出てくるでしょうし、あとは一番大事なのは供用後のパネルやそのほかの構築物の廃棄物の処理をどうするかということを評価書の中に入れていただけたらいいと思いました。以上です。
山田会長	ありがとうございます。事業者さんから何か、現時点で回答できる範囲でお願いいたします。
事業者 1	基礎との兼ね合いとあと廃棄物について、一度、弊社のほうで確認して準備書に記載するようにいたします。
山田会長	よろしいですかね。それでは、西條委員、どうもありがとうございました。
	それでは、予定していた時間が参りましたので、まだご質問あろうかと思いますが、追加のご意見などございましたら後ほど事務局に提出をお願いいたします。なお、次回は答申案について議論したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
(審議 2)	
山田会長	それでは、次の審議に移ります。
	(仮称)ニトリ仙台 DC 新築工事に係る環境影響評価準備書について審議します。今回が初めての審議となりますので事務局から説明をお願いします。
事務局	本準備書につきましては、9月 20 日から 1 ヶ月間縦覧を行っており、意見書の提出期限は 11 月 2 日までとなっておりますので、意見書の有無及び内容については、次回の審査会でお知らせします。
	準備書の内容につきましては、別冊資料 2 に基づき、事業者から説明していただきます。事業者の方、よろしくお願ひいたします。
事業者 2	(別冊資料 2 について説明)
山田会長	ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いいたします。多田委員、お願ひいたします。
多田委員	動物に関して、準備書の 329 ページの鳥の行動について、ミサゴとかノスリは今回計画されている場所の近辺をかなりぐるぐる回遊しているように見えます。回遊している理由というのが多分餌を探していたりとか、そういう準備をしているような行動だと思うので気になっていますが、準備書の 362 ページ、363 ページでは、今後の影響があまり影響ない、バツという評価になっていますけど、バツではなくて注意して見ていただければと思います。そのあたり、いかがでしょうか。
山田会長	それでは、事業者さんからご回答をお願いします。

事業者2	<p>飛翔線が計画地にあり、餌を探しているというのは確かにありますけれども、一方で生息環境のほうに注目しますと、やはり餌となるような動物、資源が多いところは蒲生干潟のほうに集中して分布していますので、探してはいて、飛んではいますけれども、事業で工事中になったり供用時に建物が建つことで何か利用に大きな阻害が生じるとは考えていないというところで、バツというか、影響は小さいという評価しております。</p> <p>ただ、おっしゃるように、よく見ていただければということについては、事後調査でも我々の評価の内容が問題なかったかというのを含めて同じように調査範囲を設定しまして確認したいとは考えております。</p>
事業者2	<p>現地調査担当者から補足します。まず、ミサゴとノスリについて、ミサゴは主に魚食性の猛禽類として、蒲生干潟の水がたまっているようなところと、あと蒲生干潟付近の養魚場の近くでよく採餌行動を取っている状況が見られています。七北田川の上空を飛んでいるときも下で採餌をするために飛んでいる状況だと思いますけれども、計画地上空の飛翔状況については、魚がいるところといろところの間の移動に主に使われているような印象でして、実際、計画地には水がありませんので、採餌に関わる飛行ではないかなという印象でございます。</p>
山田会長 多田委員	<p>また、ノスリについても同様な観点で、主にネズミとかが餌になりますけれども、計画地は造成された更地のようなところとして、痕跡としてもネズミのようなものがいるという痕跡はほとんど見られず、どちらかというと蒲生干潟の堤防の草地とかを主に餌場として、飛翔した後に計画地の上を移動のために飛行しているという状況だったと考えられています。</p> <p>ありがとうございました。多田委員、よろしいでしょうか。</p> <p>では、何でこの辺をぐるぐる回っている傾向があるのかなと思ったのですが、位置的に回遊しやすいというか、鳥にとってほかから見えにくくてここで回遊してちょっと準備しているような場所なのかなという感じがしたので、工事のときにどうしたらなるべく影響がなくなるかなど、注意していただければありがとうございます。</p>
山田会長	<p>事業者さんの方に後々確認いただきたいのは、これから工事が始まる、そして供用によって構造物が出てきたときに、周辺の野鳥の行動が不用意に狭められるような、何か窮屈さを持たせないのか、あるいは採餌の悪影響を与えないのか、その点についてぜひ確認をしていただければいいのかなと思いますけれども、何か現時点で回答できるものがありますか。</p>
事業者2	<p>現時点でこういう方法でという具体的なものはないですけれども、現地調査も我々のほうでやっておりまますし、調査員もほぼ同じメンバーで臨みたいと考えておりますので、実際、現地調査をやったときと事後調査のときで</p>

何か違いがあるかということも気にしながら調査を進めていければと思います。おっしゃったようなご指摘の観点でまとめたり分析したりできればと考えております。

山田会長

ありがとうございます。特に子育てとか採餌が頻繁に必要な時期の工事の進め方についてはぜひご配慮いただければいいのかなと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、続いて松木委員、よろしくお願ひいたします。

松木委員

関連して、同じところを見ていて今気づいたことですけれども、そういう点でいうと、ヒバリはそこの事業地のところにかなりまとまって、営巣地があるのかなと思ったのですけれども、工事になるとそれを撤去というか潰してしまうことになると思います。そこを潰した場合、違うところで既にもう巣をつくったような場所が代替地としてあるのかどうかという情報はつかんでいらっしゃるのでしょうか。

山田会長

事業者さん、お願ひいたします。

事業者 2

ヒバリについては、確かに現地調査でも餌運びというような感じで営巣を示唆する行動が確認されています。ただ、ヒバリという種類は、本事業地にかかわらず、このような造成前の低草地が広がるような環境ができてしまうと、すぐにどこでも入ってしまうような種です。また、潰してしまった場合に補完するような土地があるのかというところにつきましては、蒲生干潟であったりとか七北田川でも同様にヒバリが確認されております。そういうところで、計画地の営巣地がなくなってしまっても、補完できるような土地はあるという認識でございます。

松木委員

そうしますと、逆に言うと、ヒバリが蒲生干潟のほうで営巣地をまたつくったとして、ほかの鳥への影響とか、もともとすんでいる鳥以外の鳥が食べてしまうような生物への影響が起こるかというところは、検討はありますか。

事業者 2

それは、ヒバリを餌とする鳥とかにも影響が出てくるのかということでしょうか。

松木委員

ヒバリと競合するような鳥がいるのか、あるいは鳥以外の餌動物で、過剰に食べられてしまうような被害が出るのかとか、例えば虫であるとか、ヒバリの餌となるようなものに影響があるということは考えられますか。

事業者 2

蒲生干潟とか七北田川というところに関して、ヒバリが現状生息しているという状況が既に確認されておりまして、今、例えば計画地のヒバリの生息環境がなくなってしまったとしても、蒲生干潟や七北田川の環境は変わるものではないので、新たにその影響が出てくる虫だとか植生だとかの変化はないと考えています。

松木委員	いたとしても量的な問題として、例えば高密度にいたものがガッと一気に移動すると思いますけど、そこまで大きな差があるとは感じていないということですか。
事業者2	はい、当該地のヒバリの個体数に関しましては、計画地内の生息域がなくなると多少生息環境が減るということで減少するのかもしれませんけれども、先ほど申し上げましたとおり、空き地のようなところであればどんなところでも生息、繁殖してしまうような種類です。このため、補完できるようなどころ、ある程度残っているところで生息密度が少し上がってしまうような状況は考えられると思いますが、計画地に加えて蒲生干潟や七北田川など周辺エリアを含めた広い範囲で見ると地域の個体群には影響はないものと考えています。
松木委員	今後そういう鳥の動きは必ず出てくると思うので、ヒバリは守れたとしても、ヒバリ以外もどう影響があるのかというのを見ていただけるといかなと思いました。
事業者2	承知いたしました。ありがとうございます。
山田会長	ありがとうございました。
	続いて、委員から何かご質問、ご発言がございましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。
	それでは、私から1点だけ確認ですけれども、準備書の471ページに示されている文化財関係のこと、ここで発掘された文化財は、事業者さんが所有者として管理されていくという認識でよろしいでしょうか。
事業者2	取得されたものに関しては、法律上は落とし物という扱いになるようで、持ち主が現れないことを前提に仙台市の所有になります。今、展示室を計画する上で、仙台市から出土品をお借りするというような流れになりまして、年に1回、貸出しの届出を出すような形で今段取りを進めています。
山田会長	ありがとうございました。環境保全の措置という観点ではないですけども、市民の共有財産としてそのような展示にご協力いただくということは大変評価したいなと思いますので、ぜひともそのような責任を持って管理をいただければと思っております。ありがとうございます。
	ほか、委員から何かご質問等ございますでしょうか。
	それではもう1点だけ、準備書の29ページになります。地下水脈を遮断することなく、基礎工事等を配慮してこのような設計になっているということを先ほどお伺いしました。それで、実際には、地盤改良を行うところの計画の面積の空間をあけた基礎工事をされているのでしょうか、敷地面積に対して、実際にはその支持体の部分はどのくらいの占有率を示すものなのでしょうか。何かそういうデータがあつたらご紹介いただければと思います。

事業者2	改良体に関する情報としては、まず、準備書の12ページに概念図を示しております。ハッチングがかかったところが改良体で、ここは基本的には地盤改良して、がっちりした水を通しにくいものをつくります。一方、ハッチングの間の部分は土のままに残るところで、比率、集計した値をここに載せていないのですけれども、イメージとしてはこういう感じになります。もし数値が分かれば記載することも可能かと思います。
山田会長	そうですね、ぜひ、どのぐらいの面積が水を通さないというところもはつきりさせておいたほうが、今後いろんな地域の方々にご説明したり、あるいは埋蔵物や地下水脈がどう影響を受けないのか、説明されるときに非常に分かりやすいのかなと思いましたので、ご配慮いただければと思います。ありがとうございます。
事業者2	ありがとうございます。そうしましたら、評価書のほうに数値を記載させていただくということで承ります。
山田会長	ありがとうございます。 ほか、委員の皆様から何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
(報告1)	それでは、追加のご意見等がございましたら、後ほど事務局に提出をお願いいたします。
山田会長	次回は、本日の意見などについて事業者の対応方針をお示しいただき、さらに審議を重ねたいと思います。
事業者3	【次第4 報告】
山田会長	それでは、次第4、報告に入ります。
多田委員	仙台医療センター建替等整備計画に係る事後調査報告書（供用後）（案）について、事業者より報告願います。
多田委員	（資料3について説明）
山田会長	ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いします。
多田委員	多田委員、お願いいたします。
山田会長	今のご報告でもあったように、鳥類は4種類いなくなったということで、特にオオタカなんかはどうしていなくなったのかなという、そのあたりの考察もいろいろあれば教えていただきたいです。
事業者3	事業者さんからお願いいたします。
多田委員	オオタカについては、評価書時に1個体だけ確認がされていたもので れども、こちらは恐らく通過個体でありまして、事後調査の段階では見られなかつたため、やはり評価書時で考察しておりました通過個体であったということを確認しております。
多田委員	ということは、今回は通過しなかつたけどということで、どこかその辺に

	はいるということでいいのでしょうか。
事業者3	オオタカが評価書作成時の調査で確認されましたのは、秋に確認されておりますので、繁殖期及び幼鳥が例えば営巣地の周辺に滞留しているという時期でございませんので、要は拡散、幼鳥、若い個体であれば拡散している、成鳥であれば、どこからかたまたま飛んできてそれを確認したものと考えております。近くに巣があるというような情報はこの辺では聞いたことはございません。
多田委員	ありがとうございます。そのほかの3つの種類の鳥に関しては、どういう考えなのでしょうか。
事業者3	確認されていない種につきましては、6. 14-8ページに示してございます。モズ、ウグイス、アオジにつきましては、生息環境及び渡りの鳥類の利用環境が減少することで、総じて供用後の種数及び個体数は減少するものと予測しております、実際にはこれらの種はいなくなつたものの、市街地環境に生息した、適した種が増えたというような考察をしてございます。
山田会長	多田委員、よろしいですか。
多田委員	サギもいなくなつたようですが、このサギはどうなのですか。
山田会長	事業者さんから回答できますか。
事業者3	サギ類につきましては、サギ類が採餌環境としております水辺、水田はこの辺にございませんので、これもたまたまの通過個体ではないかと考えております。近場で水場といいますと、岩切とか梅田川とか、そっちのほうまでいかないといかないのかなと考えております。
多田委員	分かりました。ありがとうございます。
山田会長	ほかに委員から何かございますか。岩谷委員、お願ひいたします。
岩谷委員	騒音の件で、ヘリコプターの発着について影響を調べていただいていますが、6. 2-17を見ると、ルートが予測と現地調査とで違っていた理由というのは何かあったでしょうか。
事業者3	予測時につきましては、まだ検討段階ということで、あくまで想定のルートを示してございまして、実際に現地調査で示しているものがこの赤線になるのですけれども、おおむね飛んでいく方向というものには大きな変化はないと考えております。
岩谷委員	なるほど。それと、L <sub>Amax</sub> でいうと、陸上競技場で91dBとか、大きなことになっているような気がしますが、ヘリコプターが飛ぶということについて、供用後どれくらいの回数があるものなのかが気になっているのですが、めったにないものでしょうか。
事業者3	供用後の飛行に関しましては、6. 18-7ページの表6. 18-12に示しております、1日当たりに換算しますと3. 2回の飛行がございま

	す。
岩谷委員	結構飛ぶということですね。
事業者3	そうですね、実際に現地調査をした日においても、3回の飛行が確認されておりました。
岩谷委員	この現地調査というのは、その調査のために飛ばしたわけじゃなくて、そのときに3回飛んだという意味ですかね。
事業者3	はい、そのとおりでございます。
岩谷委員	結構な回数、飛んでいるような気もしますが、供用後に周辺住民からクレームとかないものなのでしょうか。
事業者3	確かに飛行の際の騒音での苦情は何件か寄せられてはいますが、継続してという形ではありませんので、夏に戸を開けているときにうるさいんだけどという苦情をいただいたことはございました。
岩谷委員	丁寧な説明をしていただければと思います。よろしくお願ひします。
事業者3	はい、了解いたしました。
山田会長	ありがとうございます。ほか、委員から何かございますでしょうか。
	それでは、私から1点だけ、経緯について確認ですけども、1-39ページの保存すべき樹木の移植状態、あるいはそれがきちんと移植として完了したのが、評価書の作成時では29.1%となったのが最終的には12.9%であったと。今回たまたま野鳥が思ったよりも生存が確認されて、緑の影響というのではないようには感じますけれども、これはあくまでも結果論で、やっぱり残しておいて、できるだけ残すことが要望された計画にもかかわらず、僅か12.9%となってしまった。この解釈、経緯について、どのように事業者として捉えていらっしゃるのか、教えていただけますか。
事業者3	当初予定しました保存樹木の29.1%に対して12.9%となってございますが、当初から、特に1-39ページの表1.4-5(1)から表1.4-5(2)のときに大きく減らしておりますが、これは工事中の安全確保のために、建築を進めるに当たって、例えば明らかに工具等の支障になるという工事中の状況によりまして、事業者と工事会社で相談をして、このように減らす結果になっております。こちらは審査会に報告をさせていただいております。
	1.4-5(2)の表から1.4-5(3)の事後調査では、2%ほど減らしております。こちらは、要は簡単に言いますと、供用後、工事後の変化した周辺の環境に保存を目指した樹木自体が耐えられなかった、もしくは、その後に弱って枯死してしまったというものが2%程度でございます。
山田会長	ありがとうございます。安全配慮とか、あるいは移植したけども枯死してしまったとか、あるいは環境の変化で樹木が耐えられなくなる。それはある

だろうと思います。ただ、1-39ページの（3）緑化基準で、評価書作成時には12,350m<sup>2</sup>であったものが約半減していた。それが例えば杜の都の環境をつくる条例の緑化基準面積よりも多いので、これで満足するからいいでしようというのはちょっとおかしいのではないかなど。要するに、そもそもこの場において、これだけの緑化を維持してほしいというふうなお願いといいますか、計画作成において、こちらから審査の中でもそういう話があったと思いますから、それで満足されるというのは何か違うのではないかなど。今後、その緑化についてどういう努力をされていくのか、そのお考えをお示しいただきたいなと思っていましたけれども、いかがでしょうか。

事業者3

山田先生のご指摘のとおり、評価書の作成時には12,350m<sup>2</sup>という緑化目標、計画としておりましたが、安全を考慮いたしました場内通路のルートの見直し等がございまして、そのために構内の配置が大きく変わってしまいました。そのために、12,350m<sup>2</sup>が11,104m<sup>2</sup>に減ずる結果となってしまいました。表1.4-7に示したとおり、仙台市の杜の都の環境をつくる条例の緑化基準面積に照らしますと5,600m<sup>2</sup>は取りなさいということになっておりましたけども、この倍近い面積が依然として確保されています。

また、今回こういった樹木を維持するために、樹木のメンテナンス、通常の下草取りから施肥、また、場合によっては水まき等、そういったことも事業者でかなり配慮してまして、日々の維持管理に努めています。また、その他に、季節に応じて花なども植えることで、草本類も適宜補足しております。

山田会長

ありがとうございます。そもそもここは公園であったところを事業開発されている経緯もあって、やっぱり周辺からも緑を残してほしいという意見があったかと思います。そのようなことを今後は供用の中でご配慮いただいて、市民に親しまれるような場づくりをぜひ目指していただきたいなと思います。これは助言といいますか、意見ですけども、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

ほか、委員の皆様から何かご質問、ご指摘はありますか。松木委員、お願ひいたします。

松木委員

今の樹木の件について、いろんな公園で抱えている問題ですけども、散策路とかがある中でこれから木がどんどん大きくなっている、あまり大きくなり過ぎると、それこそ移植とかも難しくなりますし、倒木の問題とかの危険が出てくると思います。そういうのを常に定期的に緑地全体を見ていくというシステムをセンターさんのほうでつくっていただいて、今後のことも考えて大きくならないうちに楽しめるような緑地を維持していくようにお願い

	できればなと思います。
事業者 3	緑地の維持に関しては、日々、雑草の草刈り等で職員が回っておりながらそういう樹木の確認もしておりますので、そちらについては継続して対応していきたいと考えております。
松木委員	よろしくお願ひします。
山田会長	ありがとうございます。西條委員、お願ひいたします。
西條委員	特に質問というわけではなく感想ということで、6. 17-4に廃棄物の事後調査結果が出ていまして、非常に象徴的なのが、このコロナの影響による廃棄物が増えたというところですね。こういうところにも影響が出ていたのだなということで非常にびっくりはしましたけれども、データとしては今後も大事なデータになるのではないかと思いました。
山田会長	ご意見ありがとうございました。
	それでは、よろしいですかね。時間になりましたので、この件については以上といたします。
	本日の意見などを踏まえ、事後調査報告書の取りまとめをお願いしたいと思います。
(報告 2)	
山田会長	それでは、次の報告に移ります。
事業者 4	東北学院大学五橋キャンパス整備計画に係る事後調査報告書（工事中その2）（案）について、事業者より報告願います。
山田会長	（資料 4 について説明） ただいまの説明に対して、委員の皆様からご質問・ご意見をお願いします。
事業者 4	それでは、私から、6-28 ページの水象の部分で、報告書の記述について、6. 4. 3 調査結果の検討（1）ア、工事着手前の観測結果との比較のこの文章の1段落の最後に「また、令和2年6月、BW-4において一時的な低下が確認されたが、すぐに水位は回復した」とあり、この一文をこのBW-4のみで示しているというのは、何か意図があるのですか。全体的には低下している状態で、それを言うと、BW-1が工事前に比べると低い感じが続いているので、取り上げるのであれば何か意図があるかと思いますけれども、このBW-4のみ示しているのは何か意味があるのでしょうか。
山田会長	BW-4 のこの6月のときにかなり大きく下がりましたが、すぐに回復しておりまして、すごく大きく下がったというところで取り上げています。 一時的な変動があるのは当然ですけども、事後評価報告をしていただく中で；例えばBW-1が依然として低いままはなぜなのかとか、あるいはそういう状況であるということをやっぱりしっかりと報告の中で示しておくべき

	ではないですか。一時的な現象ももちろん大事ですけども、全体としてどうなのでしょうかということで、そこの自己評価というか、報告が何となく意図的に抜かれているような感じがして、違和感があると思います。
事業者4	では、全体のこの結果も踏まえまして、記述を変更させていただきます。 ありがとうございます。
山田会長	ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。 ほか、皆様から何かございますでしょうか。 それではこの件については以上と致します。 本日の意見等を踏まえ、事後調査報告書のとりまとめをお願いします。
山田会長	【次第5 その他】 それでは、次第5、その他に移りますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。 (各委員特になし)
事務局	それでは、これで審議を終了し、進行を事務局にお返しします。 事務局より1点連絡 ・本日の審査案件に対する追加意見は、10月21日(金)まで
事務局	【次第6 閉会】 《審査会終了》

令和4年12月15日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名 山田 一裕

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名 森本真司